

第33回盛岡地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

平成29年10月30日（月）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） ◆五十嵐のぶ代，◆伊藤正幸，◇大山美和，□河原克巳，◇北久雄，
◇行徳伸一郎，◆櫻幸恵，◆佐々木清一，◇高橋弘美，◆高橋まつ子，
◆田嶋宣行，◇中村恭，◆那波和久，◇深澤泰弘，◇細川亮，□堀内
満，◆山崎哲雄，◇山本尚子

（五十音順，敬称略）

（◇地方裁判所委員，◆家庭裁判所委員，□地方裁判所委員兼家庭裁判所委員）

（説明者） 萌出地裁総務課長，遠藤地裁庶務係長，三上地裁人事第一係長

（事務局） 佐々木地裁事務局長，角掛家裁事務局長，伊藤民事首席書記官，今井
刑事首席書記官，千村首席家裁調査官，森谷家裁首席書記官，小抜地
裁事務局次長，後藤家裁事務局次長，藤井家裁総務課課長補佐

4 議事等

(1) 地方裁判所委員会委員長選任

委員の互選により堀内委員が委員長に選任された。

(2) 家庭裁判所委員会委員長選任

委員の互選により堀内委員が委員長に選任された。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する裁判所の取組等についての説明

(4) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

◎ 障害者配慮を目的として，各委員の所属団体等では，補助機器や施設など

について、どのような実情にあるのかお伺いしたい。

- 銀行では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、耳や口が不自由な方のためのコミュニケーションボードを全店舗の窓口に配置した。また、銀行では、金額を明確に意思表示してもらう必要があることから、数字やアルファベットが配置されたボードも使用している。また、難聴の方のための補助器を全店舗に、車いすを主要店舗にそれぞれ設置しているほか、相談窓口も設けているが、補助機器や施設などについて、今のところ苦情等は寄せられていない。障害のある方は、銀行の窓口を訪れにくいという問題があるのではないかとと思われることから、インターネットで取引ができる環境を充実させていく必要があるものと考えている。
- 消費生活センターでは、車いすを設置しているが、障害のある方は、介護者や介助者からの電話相談等で終わってしまうケースが多いことから、補助機器や施設などに関する需要は、あまりないのではないかとと思われる。
- ◎ どのような方法により、事前に障害の種類、程度等に関する情報を収集、把握をしているか、また、情報を収集、把握するに当たっては、どのようなことに配慮しているかについて伺いたい。
- 大学では、入学時に学生から必要な配慮を申し出てもらうほか、入学後も随時アナウンスをして情報収集を継続的に行っている。

裁判所では、通知等で配慮に関する照会はしていないのか伺いたい。
- 申立人については、窓口に来庁した段階で把握している。相手側については、送付する書面に照会欄を設けて申し出てもらっているが、聴覚に障害がある方については、書面を提出する段階では不便がないため、その時点では申し出をせず、裁判所に来庁した際に配慮が必要なことに気付くこともある。
- 弁護士会では、組織として障害者の方のための機器等は用意していないが、個々の弁護士については、障害者からの相談が一定程度あることから、研修等で障害に関する知識を習得している。

- 個人情報の保護が重視されることから、企業のグループ間で障害者に関する情報のやり取りができず、情報共有に苦慮している。
- 保護観察所では、裁判所等から情報が提供されるので、それにより把握できる。刑務所内では、障害者と分かる者が1割、疑いのある者が3割程度おり、障害に関する個人情報についても、限られた機関内で共有されているため特に苦慮していることはない。
- 個人情報の保護も大切ではあるが、障害者の利益の保障がより重要であり、その利益を保障するためであれば、あらかじめ同意を得た上で、専門家同士で情報を共有することは差し支えないと考えている。例えば、発達障害を持っている学生については、コミュニケーションの持ち方の独特のルールを理解が重要であるから、大学では、心理士、ソーシャルワーカーなどの専門家で組織する委員会で情報交換を行い、サービスの提供を行っている。
- 農協では、食育を通じて障害者に働く場を提供している。障害者を理解するためには、プライバシーに配慮し、情報を共有することが大事である。
- ◎ 事前に収集、把握した情報に基づき対応した事例を御紹介いただきたい。
- 完璧な対応は難しいことから、ミスマッチがあることを前提として対応することが大事であると考えている。また、事前に情報を収集し、議論をした上で対応しているが、障害者のニーズを聞きながら丁寧に進めていく必要がある。障害者の利益を保障するためには、一つのやり方だけでなく、専門家も交えて様々な対応を検討する必要がある。大学では、配慮をし過ぎたことで迷惑だと言われたことがある。本人が何を望んでいるのかを把握することが重要であり、配慮し過ぎることで人権侵害にもなりかねないため、必要な配慮の見極めが必要となる。
- 障害の程度は一律ではなく、身体と精神の障害では考える視点が異なる。身体障害はハード面を考えれば良いが、精神の障害では、最初は何が必要か分からないため、面接を繰り返し、専門家同士で情報共有を行い、それを

- 積み重ねていくことで必要な支援が見えてくる。事前に情報を得ることについては限界があるということを前提として、準備を進めておくべきである。
- 消費生活センターには多くの相談がある。基本的には本人の了解を得た上で情報を共有するようにしているが、精神的な障害の場合には拒まれる場合も多い。
 - 検察庁では、警察から情報を得ている。知的障害者から話を聞く場合、例えば、一文に主語を2つ入れない、二重否定の言葉を使わない、誘導になるような質問はしないなどの工夫をしている。
 - ◎ 事前に情報がなく急遽、配慮を求められた場合の対応事例を御紹介いただきたい。
 - 情報の提供がない場合には、基本的には丁寧な対応をすることになる。窓口には、対人サービスの研修を受講した対応の経験者を配置するようにしているが、経験の少ない職員の場合には、複数人で対応するようにしている。
 - 弁護士は、情報収集した上で対応することが多いが、本人の情報がないまま対応することもある。そうした場合には、障害に対する知識を生かし、話している内容が理解できているかどうかを確認しながら手続を進めることが多い。
 - 障害があるかどうか判然としない場合は、支援のために必要であることを説明した上で、遠慮することなく配慮を求める内容等を確認することが大事である。
 - 国際交流協会では外国人の相談が多く、外国語で対応しているが、合理性をどこに求めるか悩むことが多い。過剰なサービスは、自分たちの合理性を押し付けることになり、どこまでサポートすべきかの判断が難しい。
 - 合理的な配慮を行うことは難しい。間に立った場合、どこまで代弁すべきなのか難しい。司法と福祉の立場の在り方やルールをどうするのかについても、検討を要する。

- ◎ 各委員の所属団体等で、職員等の意識の涵養のためにどのような対応をしているか、また、その取組によって、障害に対する理解を深め、実際の対応に生かされているか伺いたい。
- 発達障害の子供が増加傾向にあり、30人学級の約1割の子供が発達障害だといわれている。発達障害が疑われている子供の親に対しては、検査を受けることを勧めても、受けないままのケースが多く、そのような場合は、支援が必要な子供という位置付けの下、普通学級で授業を受けさせている。発達障害の対応については、その態様や症例等の知識を得ることが大切であることから、専門家を呼ぶことも含め、親のための学びの場を設けている。岩手県は、関係団体と情報共有ができるという点においては、風通しの良い県だと思われる。
- 障害者に対しては、理解者、サポーターになることが大切であることから、講座等で知識を得る機会があれば良いと考える。
- ハード面についてはどの機関においてもある程度の備えができていることから、ソフト面での備えが重要である。
- 障害の意味をしっかりと理解し、障害者に対する偏見をなくすことが大切である。

特に、精神障害を有している方については、病識が薄く、周囲で援助が必要と考えても、本人がそれを認めない場合が多く、対応が難しい。
- 銀行では、顧客対応の一環として障害者対応の研修を行っているが、正しい知識を習得するまでには至っていない。また、研修で知識を習得したとしても、実際の場面で対応できるとは限らず、専門家から話を聞くほか、家族や介護者から話を聞くのが効果的である。事前に情報を収集するためには、申し出てもらうことにより、必要な配慮を受けることができるということを周知するしかないのではないか。
- 大学では、専門家、カウンセラーが配置されているほか、障害に関する職

員の研修の機会を増やしていることもあり、以前と比べれば障害に対する理解が深まっていると思われるが、未だ十分とは言えない状況である。学生への配慮については、教員に対して具体的な対応方法を通知することとしている。

- 法整備されたことにより、やらなければいけないことだという理解は浸透してきていると思われる。
- 弁護士会としての研修の機会がないため、弁護士は、個々に知識の習得に努めているが、具体的な対応に悩むものも多い。最終的には、目の前にいる人とどうコミュニケーションをとるか、ということに尽きる。
- ◎ これまでの意見を踏まえて、裁判所において、今後障害に対する理解をより深め、実際の対応に生かすために必要な取組等について御意見を伺いたい。
- 障害を完全に理解することは無理があり、義務と考えれば負担が大きい。まずは理解を深めるために、専門家の意見を聞く機会を増やすのが効果的であると思われる。
- 障害者本人から配慮の申し出をしてもらうことが前提となるので、利用者宛ての書面に障害に関する特記事項欄を設けるほか、ホームページに情報を掲載することも一つの方法ではないかと考える。
- 難聴の方については、有益な確認項目等を増やした上で、事前に確認することが効果的ではないか。
- 障害や福祉の専門家と司法が繋がりを持ち、情報を共有した上で、アドバイスを受けるというシステムを構築していくことにより、お互いの専門性を補うことができると考えている。

(5) 裁判所における広報活動の結果について報告がなされた。

5 次回期日等

(1) 次回期日

地裁委員会 平成30年2月20日（火）午後1時10分から2時間程度

家裁委員会 平成30年2月15日（木）午後2時30分から2時間程度

(2) テーマ

未定